

訓練実施結果概要

訓練名	帰宅困難者対策訓練
目的	首都直下地震等が発生した場合、津田沼駅周辺には多くの帰宅困難者の発生が予想される。このため、県、習志野市、津田沼駅周辺帰宅困難者等対策協議会が一体となり、帰宅困難者対策訓練を実施し、対応能力の向上を図る。
日時	平成 28 年 11 月 6 日(日) 午前 10 時 00 分から 13 時 00 分
会場	<ol style="list-style-type: none"> 1. JR津田沼駅、京成津田沼駅、新京成新津田沼駅 2. 千葉工業大学津田沼キャンパス、ホテルメッツ津田沼、習志野文化ホール、サンロード津田沼(一時滞在施設) 3. 習志野市役所第 4 分室(習志野市災害対策本部事務局) 4. 津田沼公園(訓練開始式) 5. 千葉工業大学津田沼キャンパス 6 号館1階(訓練終了式兼反省会)
スケジュール	<p>9:30 防災行政無線による訓練の案内放送(市内全域)</p> <p>10:00 訓練開始式</p> <p>10:50 状況開始</p> <p>12:00 状況終了</p> <p>12:20 訓練終了式兼反省会</p> <p>13:00 終了</p>
訓練想定 実施項目	<ol style="list-style-type: none"> 1. 訓練想定 <ol style="list-style-type: none"> (1)平成 28 年 11 月 6 日(日)午前 9 時、東京湾北部を震源とするマグニチュード 7.3 の直下地震が発生。鉄道は全て運行を停止し、復旧の目処は立っていない。 (2)習志野市は震度 6 強を観測。習志野市は、直ちに災害対策本部を設置し、災害対策にあたっている。 (3)津田沼周辺の各駅では、午前 10 時頃から帰宅困難者で溢れ、駅員が対応している。一方、一時滞在施設として習志野市と協定を締結している 3 施設は、施設の安全確認を実施中である。 (4)この地震による津波発生のおそれはない。 2. 実施項目 <ol style="list-style-type: none"> (1)帰宅困難者支援:津田沼駅周辺帰宅困難者等対策協議会 (2)災害対策本部事務局運営訓練:習志野市 (3)帰宅困難者対策訓練研修:千葉県
参加者 ・ 来賓	<ol style="list-style-type: none"> 1. 津田沼駅周辺帰宅困難者等対策協議会 <ol style="list-style-type: none"> (1)津田沼駅周辺帰宅困難者等対策協議会長(危機管理監) (2)津田沼駅周辺帰宅困難者等対策協議会委員 2. 習志野市 <ol style="list-style-type: none"> (1)習志野市長 (2)危機管理課職員(災害対策本部事務局員) (3)総務課職員(災害対策本部事務局応援職員) (4)契約検査課職員(サンロード津田沼ビル施設管理職員)

	<p>(5)※地区対策支部職員、避難所配備職員 (※帰宅困難者役として参加)</p> <p>3. 千葉県 (1) 防災危機管理部長 (2) 防災危機管理部危機管理課</p> <p>4. 地域住民・ボランティア</p> <p>5. 来賓 千葉県議会議員 (1)佐藤 正己 議員 (2)中村 実 議員 (3)鈴木 均 議員</p>
<p>訓練 参加者数</p>	<p>約 250 名</p> <p>1. 協議会 71 名 2. 習志野市 153 名 3. 千葉県 11 名 4. 地域住民・ボランティア 約 10～15 名</p>
<p>成果 ・ 課題</p>	<p>帰宅困難者対策訓練について 「帰宅困難者支援マニュアル」に基づき、実動訓練を実施した。</p> <p>1. 鉄道事業者(JR 津田沼駅、京成津田沼駅、新津田沼駅) 駅員が、発災後、駅周辺に発生した帰宅困難者をむやみに行動させないよう駅構内に「一時滞在スペース」を設け、一時滞在施設開設までの間、一時保護を行った。鉄道の運行状態や一時滞在施設等の情報提供も行われていた。 災害情報連絡は、市災害対策本部事務局に「鉄道の運行状況」等の情報が書かれた「情報連絡カード」で送られた。「情報連絡カード」の内容は具体的に書かれており、受け側が解り易いように配慮されていた。 鉄道事業者が、市災害対策本部事務局から一時滞在施設開設の情報を受け、JR津田沼駅員・新津田沼駅員は、帰宅困難者を町会(誘導員)に引き渡した。京成津田沼駅員は、サンロード津田沼ビル施設管理者と協力し帰宅困難者をサンロード津田沼ビル 6 階大会議室に誘導し、無事に收容した。 「一時滞在スペース」設置場所は、各駅の判断で設置され、「一時保護可能」な条件に該当する場所であった。駅員による情報(運行状況、周辺施設等)提供についても行われており、帰宅困難者を管理できていた。 また、JR 津田沼駅では、駅員の教養として、災害時の「トイレ組立訓練」も行っており、駅員の災害対応能力向上を図っていた。</p> <p>2. 町会(津田沼連合町会、津田沼北部連合町会) 津田沼連合町会は、JR津田沼駅員から帰宅困難者を引継ぎ、千葉工業大学津田沼キャンパス(一時滞在施設)まで誘導した。</p>

津田沼北部連合町会は、新津田沼駅員から帰宅困難者を引継ぎ、同じく、千葉工業大学津田沼キャンパスまで誘導した。その後も、帰宅困難者代表者となり、積極的に帰宅困難者の取り纏めや支援にあたっていた。

誘導については駅員、町会、一時滞在施設職員の連携によって、集団転倒無く、無事に行われていた。

3. 一時滞在施設

(千葉工業大学、サンロード津田沼ビル、ホテルメッツ津田沼、※習志野文化ホール)

※習志野文化ホールは情報連絡訓練のみ。

町会に誘導された帰宅困難者は、千葉工業大学津田沼キャンパス6号館及びサンロード津田沼ビルに收容された。千葉工業大学内で発生した要支援者(妊婦)は、千葉工業大学職員が指名した帰宅困難者誘導員3名によって、ホテルメッツ津田沼(要支援者用の一時滞在施設)に誘導、收容された。災害情報連絡は、「帰宅困難者の発生状況」等の情報が書かれた「情報連絡カード」で送られた。「情報連絡カード」の内容は具体的に書かれており、受け側が解り易いように配慮されていた。

市災害対策本部とホテルメッツ津田沼との要支援者受入連絡のタイミングが合わず、要支援者がホテルメッツ津田沼入口に到着した際、その場にホテルメッツ津田沼従業員がいなかった。これは、一時滞在施設としての「設営」はできていたが「態勢」が出来ていないまま受入可能の連絡をしてしまったことであると考えられる。「設営」も「態勢」も出来てから受入可能の連絡を出来るようにしなければならない。

4. 大型商業施設

(イオン津田沼店・イトーヨーカドー津田沼店・ミーナ津田沼店・パルコ津田沼店・モリシア津田沼店・ブロックビル・奏の杜フォルテ)

大型商業施設は、施設内の点検や客対応を実施した。施設内は広く、客対応に時間を取られながらも、市災害対策本部事務局への災害情報連絡は「情報連絡カード」でされていた。

各商業施設の災害情報連絡件数は、1件の他に、2件や5件といったものがあり、災害情報連絡の能力に差があることを認識させられた。

5. 避難所(習志野市立第五中学校)

第五中学校職員は、避難所として利用できるか判断するために、第五中学校施設内の点検を行った。この点検の結果は、「避難所として利用は可能」とし、「施設の安全点検のためのチェックリスト」や「情報連絡カード」で、市災害対策本部事務局に連絡されていた。

避難所は、避難者が避難生活する所であるため、帰宅困難者によって避難生活に支障をきたすことは避けなければならない。避難者と帰宅困難者を区別するため、避難所收容の仕方について対策が必要と考えられる。

6. 実動訓練以外の参加状況

- (1) 研修・視察
 - ① 千葉市
 - ② 船橋市
 - ③ 松戸市
 - ④ 葛南地域振興事務所
- (2) 市との情報連絡訓練
 - 習志野文化ホール
- (3) 実動訓練支援(兼帰宅困難者役)
 - ① 習志野商工会議所
 - ② 習志野市商店会連合会
 - ③ 津田沼1丁目商店会
- (4) 混乱防止のための雑踏整理、防犯対策
 - ① 習志野警察署
 - ② 船橋東警察署
- (5) 傷病者対応、その他災害対応
 - ① 習志野市消防本部
 - ② 船橋市消防局

7. 本訓練欠席機関

- (1) 習志野市立谷津小学校
- (2) 習志野市立第一中学校
- (3) 船橋市立前原小学校
- (4) 船橋市東部公民館
- (5) 谷津連合町会
- (6) 谷津西部連合町会
- (7) 前原自治連合協議会

8. 災害対策本部事務局運営訓練について

災害対策本部事務局(危機管理監、危機管理課職員、総務課職員(事務局応援職員))と各駅や各一時滞在施設(千葉工業大学、サンロード津田沼、習志野文化ホール、ホテルメッツ津田沼)と情報を取り交わしながら訓練を行った。

(1) 災害情報の收受

災害情報は、各機関から防災行政無線移動系、NTT 電話・ファクスで災害対策本部に集められた。防災行政無線移動系や NTT 電話は複数台整備されているが、NTT ファクスは1台のみであるため、NTT ファクスによる災害情報の收受は時間を要してしまった。

実際の災害時には、さらに多くの情報が災害対策本部事務局に集まると予想されるため、NTT ファクスによる災害情報の收受については検討が必要と考えられる。

(2) 一時滞在施設開設の要請・指示

各一時滞在施設に防災行政無線移動系、NTT ファクスを用いて、開設

の要請・指示を行った。

この要請・指示は、帰宅困難者支援マニュアル(以下、マニュアル)通り、口頭(防災行政無線移動系)で行われていた。受け側が発信側の呼出に即反応できていないことがあったが、数回繰り返していくうちに即反応できるようになり、防災行政無線移動系取扱い能力は高められたと考える。

(3)一時滞在施設開設情報の周知

マニュアル通り行われていた。一時滞在施設開設の連絡を受け、防災行政無線同報系で放送し、周知した。

防災行政無線同報系で放送すると「聞こえにくい」「何の放送なのかわかりにくい」とのクレームが来ていたが、本訓練ではこのようなクレームは入っていない。これは、発声者の技術によるものの他、市が何をしているのか明確に市民に伝わったことでクレーム発生を抑えることができたと考えられる。

(4)各駅へ、帰宅困難者移動の指示

マニュアル通り行われていた。NTT 電話を用いて、各駅に帰宅困難者の移動について連絡した。これは、NTT 電話は普段使い慣れているため、問題無く情報連絡できたと考えられる。

(5)要支援者受入の要請

マニュアル通り行われていた。千葉工業大学から要支援者情報を受け、ホテルメッツ津田沼に防災行政無線移動系で、要支援者受入要請を行った。これも、前期8.(2)のような成果を挙げたと考えられる。課題については3と同じである。

(6)一時滞在施設情報の周知

マニュアル通り行われていた。一時滞在施設満員の状況を千葉工業大学から受け、その情報と津田沼周辺の避難所案内を、防災行政無線同報系で周知した。この成果については前記8.(3)と同じである。

また、Google Maps も活用し、市ホームページからでも一時滞在施設情報の周知を行った。この情報は、一時滞在施設情報の他に、被災状況や交通状況を示すことができる。この他にも有効な活用法があれば他の訓練で試していきたい。

9. 帰宅困難者支援マニュアル資料(様式)の使用結果について

この様式は、全体として、帰宅困難者対応に忙しくても使用できるよう、修正・削除の検討が必要と考えられる。本訓練で各様式の使用については以下の通りであった。

(1)情報連絡カード

マニュアル通り行われていたが、市への報告が要る15機関のうち2機関が使用されていなかった。

(2)施設の安全点検のためのチェックリスト

一時滞在施設は、すべて不使用。帰宅困難者対策に時間を要し、この様式を使用できなかったと考えられる。

- (3) 帰宅困難者一時受入等協力要請書
マニュアル通り使用されていた。
- (4) 特別な配慮が必要な帰宅困難者一時受入等協力要請書
マニュアル通り使用されていた。
- (5) 帰宅困難者一時受入等回答(受諾)書
マニュアル通りできたのは、(3)を受けた千葉工業大学、サンロード津田沼のうち、千葉工業大学のみであった。各施設の帰宅困難者対応人数に差があったため、この様式を使えなかったと考えられる。
- (6) 特別な配慮が必要な帰宅困難者一時受入等回答(受諾)書
(4)を受けた一時滞在施設のホテルメッツ津田沼は、この様式を使用していない。受入準備に時間を要し、この様式を使用できなかったと考えられる。
- (7) 一時滞在施設受入カード
帰宅困難者を受け入れた一時滞在施設 3 機関のうち、千葉工業大学のみマニュアル通り使用されていた。各施設の帰宅困難者対応人数に差があったため、この様式を使えない機関があったと考えられる。
- (8) 一時滞在施設滞在外名簿
帰宅困難者を受け入れた一時滞在施設 3 機関のうち、2 機関がマニュアル通り使用。この資料も各施設の帰宅困難者対応人数に差があったため、使えない機関があったと考えられる。
- (9) 備蓄物資(支援物資)等提供記録表
訓練想定に備蓄物資(支援物資)の提供は無いため、この様式を使用した機関は無い。
- (10) 被害状況確認表(交通機関)
マニュアル通り使用されていた。
- (11) 被害状況確認表(一時滞在施設)
この様式は、(1)で被害状況の確認ができていたため、使用されなかった。
- (12) 被害状況確認表(大型店)
この様式についても、(1)で被害状況の確認ができていたため、使用されなかった。
- (13) 被害状況確認表(避難所)
この様式は、(1)(2)で、被害状況の確認がとれていたため、使用されなかった。
- (14) 帰宅困難者対応状況記録表
この様式は、(1)(2)(10)の資料で被害状況の確認ができていたため、使用されなかった。

問合せ先

総務部危機管理課

電話番号:047-453-9211(内線 345)

